

鳥羽市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領

令和3年12月15日修正

令和3年12月

鳥羽市水道事業

1. 目的及び趣旨

この要領は、水道料金等徴収業務において民間事業者の技術と創意工夫及びノウハウを活用することにより、事務の効率化と安定した市民サービスの提供を図ることを目的として業務委託を実施する。

ついては、その契約の相手方となる候補者等の決定にあたり、プロポーザル方式により広く事業者から技術提案書の提出を受け、本業務に対する意欲、資質及び技術力等が優れた者を決定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 鳥羽市水道料金等徴収業務委託
- (2) 業務場所 鳥羽市水道事業供給区域内
※給水契約者、滞納者が区域外に居住している場合は業務の対象とする。
- (3) 業務内容 別紙「鳥羽市水道料金等徴収業務委託仕様書」及び「鳥羽市水道料金徴収事務委託管理規程」のとおり
- (4) 業務期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日の5年間とする。

3. 本業務に係る限度額

本業務における限度額は、下記の総額の範囲内である。

総額 280,962,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、各年度において以下の金額を越えてはならない。

- ・令和4年度 28,096,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和5年度 56,192,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和6年度 56,192,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和7年度 56,192,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和8年度 56,192,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和9年度 28,096,200円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加資格確認の日において次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥羽市契約規則第2条及び第3条の基準に該当する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（更生開始の決定を受けているものを除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て（更生開始の決定を受けているものを除く。）がなされていない者であること。
- (4) 業務に係る告示日から契約締結の間に鳥羽市建設工事等にかかる指名停止措置要領に

基づく指名停止期間中でない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (6) 鳥羽市入札参加資格者名簿に登録されている業者でかつ「業務委託」のうち「上下水道料金徴収」に登録されている者であること。
- (7) 国税及び地方税で滞納がない者であること。
- (8) 円滑な事務調整が図れるよう鳥羽市内に事務所等を有する又は、契約締結後業務開始までに設置することができる者であること。
- (9) 過去又は現在において、他市で~~上水道施設の管理業務委託~~水道料金等徴収業務委託の実績を有する者であること。

5. スケジュール

内 容	日 付
公 告	令和3年12月 8日（水）
参加申込締切（業務提案意向確認書提出）	令和3年12月22日（水）
参加資格審査結果通知	令和3年12月24日（金）
質問書受付開始	令和3年12月24日（金）
質問書の提出期限	令和4年 1月11日（火）
質問に対する回答期限	令和4年 1月14日（金）
提案書、見積書提出期限	令和4年 2月 1日（火）
プレゼンテーション実施通知送付	令和4年 2月 3日（木）
プレゼンテーション実施	令和4年 2月【中旬】
審査結果通知	令和4年 2月【下旬】
特定業者との契約	令和4年 3月【中旬】

※ 上記日程については変更の可能性がある。

6. 参加申込について

参加を希望するものは、業務提案意向確認書（様式第1号）に以下の書類を添え、期日までに鳥羽市水道課へ郵送（簡易書留）または持参にて提出すること。

- ① 会社概要（様式第2号）
- ② 同種または類似業務の実績（様式第3号）
- ③ 法人税、消費税等の国税の滞納がないことの証明書
- ④ 市税、県税等の地方税の滞納がないことの証明書

7. 参加資格の審査について

応募者の参加資格は、参加資格確認の日において、参加要件を全て満たしていることを、参加資格審査書類に基づき事務局において確認し、その結果を参加資格審査結果通知書にて通知する。

8. 提案書の提出について

- (1) 提出する様式及び提案書、添付書類等は次のとおりとし、期日までに鳥羽市水道課へ郵送（簡易書留）または持参にて提出すること。

【様式】

参加表明書兼提案提出書（様式第4号）

【添付書類等】

- ① 提案書
 - ② 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・勘定科目の内訳書）※各直近3期分のもの
 - ③ 水道関係資格保有者数（提案書内への記述も可）
 - ④ 水道関係従業員数及び事業所数（提案書内への記述も可）
 - ⑤ 登記簿謄本（法人登記）
 - ⑥ 見積書（「10. 見積書について」参照）
- (2) 提案書は、任意様式とし、仕様書及び審査項目及び配点表に基づき作成すること。なお、提案書のページ数に制限はないが、可能な限り要点記載を心がけページ数の削減に努めること。
- (3) 提出部数はそれぞれ正本1部、副本10部とする。

9. 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問があるときは、質問書（様式第6号）を作成し、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和4年 1月11日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

下記「17. 書類等の提出先及び問合せ先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、質問書（様式第6号）を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和4年 1月14日（金）までにすべての参加者にFAX又は電子メールにて行う。
質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

10. 見積書について

鳥羽市水道料金等徴収業務委託に係る経費の見積書を提出すること。見積金額は、消費税及び地方消費税を除き、年度別内訳・総額を記載すること。

11. プレゼンテーションについて

令和4年 2月【中旬】

提案書を提出した者に対し、プレゼンテーション（30分）及び質疑応答（20分）を実施する。実施日時等の詳細については後日通知する。

12. 審査について

- (1) 発注者が設置する「鳥羽市水道料金等徴収業務委託プロポーザル委員会」(以下「委員会」という。)において審査する。
- (2) 「鳥羽市水道料金等徴収業務委託プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。
- (3) 審査項目に対して審査委員ごとに審査を行い、その提案評価点の合計と見積金額評価点を合わせて算出した「総合評価点」が高いものを候補者とし、次に得点が高いものを次点とする。
- (4) 評価の結果、総合評価点が最も高い場合であっても、委員の過半数が高得点でない場合は、審査会で協議の上、候補者を選定する場合がある。

13. 失格要件

次の項目に該当する提案については失格とする。

- (1) 2以上の提案をしたとき。
- (2) 提案書が他人の企画案を代理したとき。
- (3) 本提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 提案書の住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱又は判読しがたい提案書及び見積金額を訂正したとき。
- (5) 契約締結前に指名停止となったとき。

14. プロポーザルの瑕疵

- (1) プロポーザルに関する全ての提案書類及び申告内容に瑕疵があると判明したときは、その瑕疵について委員会で協議のうえ参加者の取扱いについて決定するものとする。
- (2) 委員会は必要に応じて参加者に対し(1)の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) 委員会は(1)の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

15. 契約について

- (1) 候補者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に規定する随意契約条件を満たすものとして随意契約を行うものとする。
- (2) 候補者に契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、総合点数が上位であったものから順に該当業務の交渉を行うことができる。
- (3) 候補者との間で、委託契約の内容に関する協議が成立しない場合、候補者が欠格した場合は次点の応募者と協議を行う。

16. その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提案書類の作成等に係る費用については提案書提出者の負担とし、提出された提案書については返却しないものとする。

(2) 提案書の非公開

提出された提案書については公開しないものとする。

(3) 提案書作成のために水道課から配布された全ての資料については、他の使用に供してはならない。

17. 書類等の提出先及び問合せ先

(1) 鳥羽市水道料金等徴収業務委託プロポーザルに関する書類等の提出先は、全て以下のとおりとする。

鳥羽市水道課 管理係

〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番6号

TEL : 0599-26-2780

FAX : 0599-26-5874

E-mail : suidou-kanri@city.toba.lg.jp

(2) 書類の提出方法は原則持参とし、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。